

令和3年度

定期監査結果報告書（前期分）

甲賀市監査委員

本報告書は、令和3年度定期監査のうち、9月から11月の実施分を前期分としてその結果を報告するものである。

(以下の文中の年月日等の表記において、特に年の記載がない場合は、令和3年度中の当該月日等を指すものである。(例：11月=令和3年11月、1月4日=令和4年1月4日))

1 監査の対象

- (総合政策部) 秘書広報課、危機管理課、政策推進課、土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民センター、信楽地域市民センター、情報政策課
- (総務部) 総務課、人事課、財政課、マネジメント推進室、管財課、税務課
- (市民環境部) 市民課、保険年金課、生活環境課、人権推進課
- (健康福祉部) 福祉医療政策課、新型コロナウイルス感染症対策室、生活支援課、障がい福祉課、長寿福祉課、すこやか支援課、水口医療介護センター、信楽中央病院
- (上下水道部) 上下水道総務課、上水道課、下水道課
- (行政委員会) 選挙管理委員会事務局

2 監査の期間

令和3年9月30日(木)から11月19日(金)まで

3 監査の方法

この監査は「甲賀市監査基準」に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。そのために監査資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、予算及び事務事業の執行状況の確認や証拠書類との照合、現場確認を実施した。

なお、具体的な着眼点は主に次のとおりとした。

- (1) 事務事業は予算や計画に基づいて適正に執行されているか。

- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (4) 所管する現金及び預り金等の管理は適正に行われているか。
- (5) 債権の管理は適正に行われているか。
- (6) 市税、手数料等の収納金に係る事務は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 従来指摘事項等は是正されているか。

4 監査の結果

各監査対象の事務事業は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。なお、指摘事項には至らないが、所見を個別に記した。

5 監査の概要

【秘書広報課】

(1) 監査年月日

10月28日(木)

(2) 業務概要

秘書広報課の業務は、秘書係が担当する市長及び副市長の日程調整、渉外、交際費等の秘書業務、褒章、叙勲及び表彰に関すること、広報広聴係が担当する広報紙の編集発行、市ホームページの運用管理、報道機関との連絡調整、世論の広聴やまちづくり出前講座に関することなどであり、課長以下8人体制で行われている。

(3) 監査事項

市民の共感が得られる広報を目指して「広報こうか」を毎月1回発行している。市民からの投稿や1歳を迎える子の誕生を祝うための写真の募集などを行い、みんなでつくる「広報こうか」を目指している。現在は新聞折込により配布しているが、年々新聞未購読世帯が増加しているため、他市の事例を調査するなど、新しい配布方法を検討している。

また、行政情報番組「きらめきこうか」でも、「広報こうか」の掲載内容を基本に市の施策や地域の魅力等を映像の特性を生かして放送している。

市民意識調査事業では、市民ニーズに即した施策やサービスを構築するため、市民の市政についての意見や評価を統計的に把握し分析する市民意識調査を実施している。調査は、無作為抽出した18歳以上の市内在住者3千人に対し、住みやすさ、幸福度、市への愛着、新型コロナウイルス感染症などの項目について行った。

(4) 所見

行政情報の発信について、市民に分かりやすい広報紙の発行に取り組んでいることは評価している。行政情報に関心が薄い人に向けた発信力が課題であり、引き続き配布方法などの検討をお願いする。

【危機管理課】

(1) 監査年月日

10月28日(木)

(2) 業務概要

危機管理課の業務は、防災危機管理係が担当する消防・防災、災害対策に関すること、安全安心推進係が担当する地域安全安心ネットワーク会議、安全管理の推進に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員1人を含む8人体制で行われている。

(3) 監査事項

災害対策事業では、防災システムの構築と自主防災組織の強化補助や防災士の育成を行っている。また、避難所用備蓄食料等の更新に加え、新型コロナウイルス感染症対策の視点に立った備蓄資機材の充実に取り組んでいる。

安全安心推進事業では、これまで取り組んできたセーフコミュニティの仕組みを生かして、地域安全安心ネットワーク会議を開催し、市民、関係団体及び行政の分野を越えた幅広い連携と協働による安全・安心なまちづくりを進めている。

消防団員の確保と組織再編について、現在の消防団組織は昨今の少子化による人口減少等により団員の確保が困難となってきており、地域からは班の統合や団員数

の変更等の要望が出ている。そのため令和2年度に策定した組織再編計画をもとに、23分団に対してヒアリングを実施し、地域実情などを聞き取り適正な消防団員定数や消防車両の更新、消防ポンプ操法大会のあり方など諸課題についての意見交換を行っている。

(4) 所見

行政財産の目的外使用許可について、使用料を減免する場合には、許可書発行までの一連の手続について整理されたい。

家具転倒防止器具等取付費補助及び感震ブレーカー取付費補助について、制度の利用が少ないことから、効果的な周知方法を検討されたい。

【政策推進課】

(1) 監査年月日

10月28日(木)

(2) 業務概要

政策推進課の業務は、政策推進係が担当する市行政の総合調整、ふるさと納税、国土利用計画、国土強靱化計画、広域連携の調整、住宅団地、地域おこし協力隊、総合教育会議、合併関連事業の進行管理と調整、結婚支援に関すること、オール甲賀推進室が担当する重要施策の企画及び調査、総合計画、政策情報の収集・分析・活用、中山間地域の活性化、地域共生社会に関すること、市民活動推進室が担当する区・自治会、自治振興会など地域コミュニティ組織の支援、NPO・市民活動団体等テーマコミュニティの支援、認可地縁団体、地域市民センター及び市民活動センターの管理運営に関すること、多文化共生係が担当する国際交流、多文化共生、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている外国人市民の支援に関することなどであり、課長兼務の次長以下政策推進課付の水口管内のセンター長2人(再任用職員)、会計年度任用職員3人を含む19人体制で行われている。また、部局内各課の枠を超えた横断的な政策形成の参画・調整を図るため、7人の企画調整員が置かれている。

なお、これまで政策推進課内に新型コロナウイルス感染症くらし・経済対策推進

室が置かれていたが、令和3年2月に健康福祉部内に新型コロナウイルス感染症対策室が移設され、室内2人の職員が政策推進課兼務となっており、多文化共生係で新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている外国人市民の支援を担当している。

(3) 監査事項

第2次総合計画の基本構想は、「あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち」を未来像とし、第2期基本計画は、「アフターコロナにおける「新しい豊かさ」によるまちづくり」をチャレンジ目標としてスタートしたところであり、それを進めるためのアクションプランとして、主要な事務事業を具体的にまとめた実施計画を9月に策定した。

ふるさと納税推進事業では、返礼品を一層充実させるとともに、インターネットを効果的に活用した広報戦略を展開し、地域経済の活性化につなげている。

中山間地域再生プロジェクト事業では、各地域住民が主体となった検討協議会を設置し、協議会がまとめた施設の活用方針に基づき、民間事業者の公募や地域住民等との調整、また国の制度を活用した公共施設整備等の支援を行っている。

多文化共生推進事業では、人口減少が進む一方、外国人人口は増加傾向にあり、外国人市民が職場や地域など多様な場面で活躍できるよう支援を行っている。また、国際交流協会については、事業の分担整理を行い組織体制の強化に取り組んでいる。

結婚支援事業については、結婚支援員による相談窓口の運営に加え、今年度から新たに結婚新生活支援事業補助金制度を創設し、該当者に補助金を交付している。

自治振興交付金交付事業については、自治振興会が策定した「地域づくり計画」に基づく取組を支援するため、市内25の自治振興会に自治振興交付金を交付し、それぞれの自治振興会が地域の課題を地域で解決するための事業に取り組んでいる。

(4) 所見

自治振興会について、地域によって課題が異なることから、従来からの考え方に加えて、地域が元気になる仕組みづくり、また、地域の区分けや枠組みが現在のま

まで良いのか検討されたい。

地域市民センターのあり方について、これからの市役所は、よりデジタル技術を駆使して利便性を高める必要があるため、小規模多機能自治を念頭に、積極的に課題解決に取り組まされたい。

【土山地域市民センター】

(1) 監査年月日

10月28日(木)

(2) 業務概要

土山地域市民センターの業務は、戸籍・住民票・印鑑等の諸手続及び証明書の交付、保険年金に係る諸手続、福祉全般に関する諸手続、自治振興会及び区・自治会の支援と連携、地域消防・防災、市税及び料金等の収納、し尿汲取り券・粗大ごみ処理券の販売、マイナンバーカードの交付・更新、施設管理に関することなどであり、所長以下会計年度任用職員2人を含む9人体制で行われている。

(3) 監査事項

土山地域市民センターは、土山地域における総合窓口や地域対応を行う支所的機能を有した機関である。扱う窓口業務は広範囲に及び、地域要望等を受ける場合も多く、多岐にわたる業務を本庁各課と連携しながら行っている。

窓口証明手数料はレジで管理し、その他の収納金も含め入金額、つり銭は2人で確認している。業務終了後は、入金額を確認後、耐火金庫で保管して翌日に指定金融機関に預けている。また、窓口つり銭については、担当者が確認して確認簿に押印し、課長が月1回現物を確認している。

また、令和2年6月に始まった土山地域市民センター等改修工事については、順調に工程が進み、12月に竣工する予定となっている。

(4) 所見

土山地域には4つの自治振興会があり、小規模多機能自治を進める上で、交付金を有効に活用され、それぞれ地域マネージャーと地域の問題点を共有し、自治振興会づくりをリードされたい。

【甲賀大原地域市民センター】

(1) 監査年月日

10月28日(木)

(2) 業務概要

甲賀大原地域市民センターの業務は、戸籍・住民票・印鑑等の諸手続及び証明書の交付、保険年金に係る諸手続、福祉全般に関する諸手続、自治振興会及び区・自治会の支援と連携、地域消防・防災、市税及び料金等の収納、し尿汲取り券・粗大ごみ処理券の販売、マイナンバーカードの交付・更新、施設管理に関することなどであり、所長以下地域振興課付のセンター長1人(再任用職員)、会計年度任用職員2人を含む10人体制で行われている。

(3) 監査事項

甲賀大原地域市民センターは、甲賀地域における総合窓口や地域対応を行う支所的機能を有した機関である。扱う窓口業務は広範囲に及び、地域要望等を受ける場合も多く、多岐にわたる業務を本庁各課と連携しながら行っている。

窓口で扱う現金についてはレジで管理し、収納時は2人で入金額、つり銭を確認している。業務終了後、入金額とレジ精算額(レシート)を確認した後、耐火金庫に保管し、翌日に指定金融機関に引き継いでいる。また、宿日直で使用する現金授受簿は、渡す方と受け取る方の双方が確認して押印している。

(4) 所見

まちづくりを進める上で、人口減少問題は避けて通れないが、地域の実情を把握し、地域マネージャーとともに所長や課長も一緒になって、小規模多機能自治の協議を更に進めていただきたい。

【甲南第一地域市民センター】

(1) 監査年月日

10月28日(木)

(2) 業務概要

甲南第一地域市民センターの業務は、戸籍・住民票・印鑑等の諸手続及び証明書

の交付、保険年金に係る諸手続、福祉全般に関する諸手続、自治振興会及び区・自治会の支援と連携、地域消防・防災、市税及び料金等の収納、し尿汲取り券・粗大ごみ処理券の販売、マイナンバーカードの交付・更新、施設管理に関することなどであり、所長以下地域振興課付のセンター長1人（再任用職員）、会計年度任用職員4人を含む13人体制で行われている。

(3) 監査事項

甲南第一地域市民センターは、甲南地域における総合窓口や地域対応を行う支所的機能を有した機関である。扱う窓口業務は広範囲に及び、地域要望等を受ける場合も多く、多岐にわたり本庁各課と連携しながら行っている。

今年度から複合施設の管理も含めた業務を行っている。1階には、地域市民センターの他に甲南子育て支援センター、2階は、児童発達支援センター「つみき」、3階は、社会福祉協議会、身体障害者更生会などの団体、別館には甲賀市商工会と甲賀市観光まちづくり協会が入居している。

窓口で扱う料金等については、レジで管理し複数名で確認して処理を行い、毎日指定金融機関に前日分の収納金を預けている。

(4) 所見

小規模多機能自治が言われる中で、地域が安心して利用できる施設を目指し、関係する職員が協力・連携しながら、地域市民センターの模範となるように作り上げていただきたい。

【信楽地域市民センター】

(1) 監査年月日

10月28日（木）

(2) 業務概要

信楽地域市民センターの業務は戸籍・住民票・印鑑等の諸手続及び証明書の交付、保険年金に係る諸手続、福祉全般に関する諸手続、自治振興会及び区・自治会の支援と連携、地域消防・防災、市税及び料金等の収納、し尿汲取り券・粗大ごみ処理券の販売、マイナンバーカードの交付・更新、施設管理に関することなどであ

り、所長以下地域振興課付のセンター長2人（再任用職員）、会計年度任用職員4人を含む13人体制で行われている。

（3）監査事項

信楽地域市民センターは、信楽地域における総合窓口や地域対応を行う支所的機能を有した機関である。扱う窓口業務は広範囲に及び、地域要望等を受ける場合も多く、多岐にわたる業務を本庁各課と連携しながら行っている。

当該市民センターは、市役所庁舎から地理的に離れていること、当該地域の口座振替率が低いこと、^{くみ}汲取り券による収納件数が多いことなどにより来客者数が多くなっており、安心して待っていただけるよう待ち順番を示す工夫をしている。

窓口で扱う料金等については、毎日指定金融機関に前日の収納金を預けている。

（4）所見

小規模多機能自治を進める中で、信楽地域市民センターとしてのチャレンジ目標、行動指針を職員が共有し、自治振興会と地域マネージャーを中心にして、より良いセンターづくりを進め、窓口対応については更なるサービス向上に取り組まれない。

【情報政策課】

（1）監査年月日

10月28日（木）

（2）業務概要

情報政策課の業務は、システム管理係が担当するコンピュータによる各種事務処理、情報管理及び諸資料の作成、電算システムの開発・管理運用、個人情報保護及び電算システムのセキュリティに関すること、情報基盤整備推進係が担当する音声放送端末機等の地域情報化基盤整備、施設の管理・運用に関すること、ICT推進室が担当する情報通信技術の活用及び施策の推進、地域情報化の推進、ICTに係る人材育成に関することなどであり、課長以下7人体制で行われている。また、このほかに受託会社の3人の常駐SEがシステム管理係の業務に携わっている。

（3）監査事項

情報系システム管理事務では、コロナ禍における新たな働き方を実現するため、

電子決裁やテレワークの構築を行っている。

地域情報基盤整備事業では、地域情報基盤施設からの継続的、安定的な放送・通信を確保するとともに、事故、故障に際し、迅速に対応できるよう24時間体制で保守、管理、運営を行っている。また、今後直面する地域情報基盤施設の老朽化や高度化等への対応について検討を開始した。

株式会社あいコムこうかの経営に関しては、定例協議を行うなど、アクションプランの進捗状況のモニタリングを実施している。

スマートシティ推進事業では、ICTを積極的に活用し、市役所の生産性を向上させるとともに、市民サービスの向上や地域活性化につながる事業を展開しており、キャッシュレス決済端末の導入等を行っている。

総務省が定めた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」^{※1}への対応については、今後自治体システムの標準化や行政手続のオンライン化等を進めていくことになるが、そのための人材や財源が課題となっている。

（4）所見

ICT推進ビジョンについて、国が施策を推進する中で、市の業務効率やサービス内容が大きく変わっていくことになる。令和6年度の目標数値を達成できるよう、住民サービスの向上を目指し、集中的に取り組まれない。

土地建物の貸借契約について、一覧表を作成の上管理されているが、再度契約書原本の管理及び確認をしっかりと願います。

【総務課】

（1）監査年月日

11月19日（金）

（2）業務概要

総務課の業務は、総務統計係が担当する市議会、庁議、財産区、文書の保存及び管理、国勢調査をはじめとする基幹統計調査、他部の所管に属さない事項に関する

※1 … 政府において示された目指すべきデジタル社会のビジョン実現のため、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁が支援策等を取りまとめたもの。（総務省ホームページより）

こと、法務係が担当する条例・規則等の制定改廃審査、情報公開・個人情報保護、行政不服審査、訴訟等、コンプライアンス、法律相談に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む12人体制で行われている。

(3) 監査事項

市議会の招集告示、議案書及び提案理由の取りまとめ、議案質疑、一般質問、代表質問の答弁調整のほか、庁議は、月2回の部長会議及び幹事課長会議を開催している。

今年度は公文書等の管理に関する条例を制定し、令和4年4月の施行に合わせて永年文書の見直しを行うほか、5年に1度の経済センサス活動調査の対象年であり、6月1日を基準日として、指導員4人、調査員46人により実施した。

また、全ての職員が法令遵守に係る制度や仕組みを確認できるコンプライアンス行動指針を周知し、組織力と職員意識の向上を図っており、法制執務については適正な例規審査と法務能力の向上に努めている。

(4) 所見

同じ趣旨の主張や要求を繰り返されるなどの苦情等への対応については、総務課で記録簿・処理簿など統一的な様式を作成の上一定のルールを作り、庁内で共有できるように指導されたい。

切手の管理について、各課からの要求に応じ出庫している現状では、リスク回避ができないため、必要な枚数を確認する方法や手順について検討されたい。

【人事課】

(1) 監査年月日

11月19日（金）

(2) 業務概要

人事課の業務は、人事係が担当する職員の任免・服務・分限・懲戒、採用・選考・研修、勤務条件、衛生管理・安全衛生に関すること、給与係が担当する職員の給与、共済・福利厚生、退職手当、公務災害に関することなどであり、課長以下9人体制で行われている。

(3) 監査事項

組織風土改革に係る事業として、令和2年度から民間のクラウドシステムの活用により「風通しのよい職場」を目指してアクションプランを策定し、組織課題の改善に向けたアクション（PDCAサイクル）を意識した活動に取り組んでいる。

また、複雑高度化する社会情勢に対応できる人材の確保と育成の視点から、専門的知識・技能の習得として職員スキルアップ事業、キャリアアップ事業を実施している。

職員のメンタル不調者については、ここ5年間で長期休暇者の人数が3倍以上となっており、今後は復職プログラム作成、精神保健福祉士による復職支援を専門に行う業務委託など、より専門的できめ細やかな対応が出来るような対策を検討している。

(4) 所見

職員の意識改革及び働き方改革は待ったなしの状況にある。組織風土改革支援業務について、人材育成の観点から職員のモチベーションを上げていくことは重要であり、期待する成果が得られるよう取り組まれない。

併せて、メンタル面で長期休暇を取る職員がいることは、本人にも市役所にもお互いの損失となってしまう、魅力のある市役所として、働き方改革ができていないことは社会的な要求でもあることから、スピード感をもって改善に取り組まれない。

【財政課】

(1) 監査年月日

11月19日（金）

(2) 業務概要

財政課の業務は、財政係が担当する財政全般の企画、予算編成と執行管理、地方財政状況調査、財政健全化法に関することなどであり、課長以下6人体制で行われている。

なお、これまで財政課にマネジメント推進室が置かれていたが、4月の機構改革により分割された。

(3) 監査事項

中長期財政計画は、将来における課題を捉え、健全な財政運営を確保するための指針として、第2次総合計画第2期基本計画の策定に合わせて9月に策定した。この中で、令和3年度から令和10年度までの8年間の財源不足額累計額は、約30億円となる見込みであり、自主財源の確保や経常経費の抑制に取り組み、収支不足の解消と基金の確保が必要となっている。

(4) 所見

新たな財源確保について、ふるさと納税や使用料の見直しに加え、全市的な未収金の対策が求められる。担当部署に任せきりとするのではなく、財政課として積極的な関与も願います。

財政状況の公表について、今まで歳入歳出とも同じウエイトで記載されているが、税金の使途について詳しく知りたいとの市民の意見もあることから、より分かりやすい公表となるよう検討されたい。

「補助金の適正化に関する指針」で実施することとしている「補助金交付状況の市民への積極的な情報開示」について、平成30年度の包括外部監査でも指摘があったことから、早期の開示を願います。

【マネジメント推進室】

(1) 監査年月日

11月19日（金）

(2) 業務概要

マネジメント推進室の業務は、マネジメント推進係が担当する行政改革、行政評価、公共施設マネジメント、施設使用料の適正化、指定管理者制度、地方分権改革に関することなどであり、課長兼務の次長以下5人体制で行われている。

なお、マネジメント推進室は、4月の機構改革により財政課から分割された。

(3) 監査事項

第4次行政改革大綱は、第2次総合計画を効率的かつ効果的に実現する上での実効性を確保し、行政改革の取組の方向性と方策を明らかにするためのもので9月に

策定された。

施設使用料の適正化では、サービスを納税者の視点で考え、税金の使い方を見直し、市民へのサービスを維持していくため、公平性の確保と受益者負担の原則に基づいた公共料金の設定を行っている。今年度は基本方針（案）をまとめ、パブリック・コメントや利用者説明等を行う予定である。

公共施設等マネジメント推進事業では、公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適化計画で掲げた縮減目標や基本的な取組を確実に具体化するため、第1期行動計画を策定した。

(4) 所見

公共施設等マネジメント推進事業について、全庁的な取組であることから、各部署における重要性の理解度や本事業への協力状況など、進捗管理における現状を把握の上、市長等に報告され、目標達成に向けて進められたい。

施設使用料の適正化について、長年の懸案事項であったことから、継続性をもってしっかりと進めていただきたい。

【管財課】

(1) 監査年月日

11月19日（金）

(2) 業務概要

管財課の業務は、財産管理係が担当する財産の取得・管理・処分、庁舎の維持管理及び公用車の運行管理に関する事、庁舎整備室が担当する庁舎改修整備に関する事、契約検査係が担当する各種契約の審査、入札参加資格の審査、登録、工事等の入札や検査に関する事などであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む9人体制で行われている。

(3) 監査事項

公有財産の適正な維持管理を行うとともに、未利用となっている普通財産について、市の自主財源確保を目的として貸付や売却処分に努めている。

土山地域市民センター等改修事業では、老朽化した土山開発センターを改築する

とともに、機能の一部を土山地域市民センターに集約することで、施設の有効活用と地域住民の一層のサービス向上を図るため、令和2年6月から改修工事を行っており、12月の完成を予定している。

入札は32回、220件執行している。そのうち、電子入札システムにおいて工事79件、委託（建設コンサル）58件を執行しており、入札参加者の負担軽減を図っている。なお、今年度は設計積算条件等明示書の記載誤りによる落札決定取消しが1件発生していることから、改めて再発防止に向けてチェック体制の強化や職員の資質向上に努めている。

(4) 所見

土地貸借契約の貸付料の収納管理状況については、担当に任せきりとするのではなく、所属職員で情報共有されるよう取り組まれない。また、貸付料徴収の時期や方法の合理化についても検討されたい。

行政財産使用料条例に基づく分割納付について、採用する場合には条例に規定する「特別な理由」を整理の上、決裁を取っておくようお願いする。

公用車の管理について、車検切れは4月に発覚した事案以降は無いことを確認したが、管財課から毎月車検満了日を通知する現状の取組は、公用車の所管課で満了日を把握する意識が定着するまでは継続されたい。

【税務課】

(1) 監査年月日

11月19日（金）

(2) 業務概要

税務課の業務は、市民税係が担当する市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税、市たばこ税などの賦課・調定に関する事、資産税係が担当する土地・家屋の評価、固定資産税の賦課・調定、収納推進係が担当する市税等に係る収納管理・還付充当、口座振替・コンビニ収納に関する事、滞納債権対策室が担当する滞納管理、納税相談、滞納処分、執行停止・不納欠損に関する事などであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員5人を含む31人体制で行われている。

(3) 監査事項

市政運営における貴重な財源確保と税・料金等の負担の公平性の観点から、税・料金等収納向上対策強化計画に基づき、税・料金等の収納率の向上、滞納繰越分の削減に向けた取組を推進している。

口座振替やコンビニ収納に加えて、令和2年度からスマートフォン決済アプリ「Pay B（ペイビー）」を導入するなど、納付環境の整備、未収金の発生防止に努めているほか、納税推進員の電話催告等による現年度課税分の徴収強化による新規滞納の抑制、効果的で換価が早い債権の差押えなど適切な債権管理を行い、滞納繰越分の縮減を図っている。今年度の差押件数は、11月1日現在で不動産10件、預貯金13件、給与年金22件、その他10件となっている。

(4) 所見

現金の取扱いについて、コピー代の収納は随時あることから1か月単位での取りまとめとされているが、現金を扱うリスク面から回避できる方法を検討されたい。

税の分納誓約に係る書類の管理について、聞き取り内容や情報を記録したものを整理した上で、時間は掛かるが^{しっかい}悉皆調査をされたい。

【市民課】

(1) 監査年月日

9月30日（木）

(2) 業務概要

市民課の業務は、戸籍住民係が担当する住民基本台帳、戸籍、人口動態調査、マイナンバーカードの交付等に関すること、市民窓口係が担当する戸籍・住民異動に係る諸届や申請受付、諸証明書の交付、マイナンバーカード・住民基本台帳カードに関することなどであり、地域市民センターと連携調整を図りながら課長兼務の次長以下会計年度任用職員9人を含む26人体制で行われている。

(3) 監査事項

マイナンバーカードの申請件数は8月31日時点で42,347件、うち交付件数は35,686枚であり、申請率は46.95パーセント、交付率は39.57

パーセントとなっている。また、マイナンバーカードを使用したコンビニ等での証明書交付は8,516件で、前年度同時期の5,834件と比べて大幅な伸びを示しており、10月からは、出張によるマイナンバーカードの申請支援にも取り組み、普及推進に努めている。

令和2年1月から業務を開始した窓口業務の民間委託については、開始当時に比べ待ち時間は短縮されてきている状況であり、令和4年9月の契約満了に向けて窓口業務の満足度調査などを実施して検証を行い、方向性を検討していく。

(4) 所見

コロナ禍において、市役所へ来庁されなくても済むよう、リモートでできる事はないか、行政コストの面も踏まえて改善に向け検討をされたい。

窓口での待ち時間について、お客様の不安や苛立ちを少しでも解消できるよう、時間の見える化について検討されたい。

【保険年金課】

(1) 監査年月日

9月30日（木）

(2) 業務概要

保険年金課の業務は、国保年金係が担当する国民健康保険被保険者の資格、保険給付、特定健康診査・特定保健指導、国民年金の資格・裁定請求等に関する申請受付に関する事、後期高齢者医療係が担当する後期高齢者医療被保険者の資格、医療の給付、保険料の徴収、福祉医療に関する事などであり、課長以下会計年度任用職員3人を含む17人体制で行われている。

(3) 監査事項

国民健康保険事業の運営については、被保険者への医療給付（7割あるいは8割）や療養費、高額療養費、出産育児一時金等の支給を行っている。8月末現在の加入者は、10,940世帯、被保険者数17,402人で、前年度より148人減少した。

特定健康診査・特定保健指導については、今年度目標値（特定健診受診率54パ

一セント、特定保健指導実施率46パーセント)達成に向けて受診率向上に取り組み、生活習慣病の発症及び重症化予防により、健康寿命の延伸、医療費適正化に努めている。

後期高齢者医療事業では、75歳以上あるいは65歳以上で一定の障がいがある方を対象として、一般では9割、現役並み所得者には7割の医療給付を行っている。8月末現在の被保険者数は、12,783人で、前年度より57人減少している。

福祉医療費助成事業では、小学1年生から6年生までの児童を対象に医療費全額を助成しているほか、乳幼児、重度心身障害者、母子・父子家庭等、低所得老人、重度精神障害者、低所得世帯の中学生の通院及び全中学生の入院に対する助成も継続している。

(4) 所見

税・料金等収納向上対策強化計画の中のアクションプランの進捗状況について、後期高齢者医療事業の収納率が悪くなっているが、目標値を達成できるよう、引き続き改善に向け努力されたい。

切手やはがきの使用について、言われた枚数を渡すだけの管理ではなく、実際に使われたのかが確認できるよう、^{けん}牽制の意味からも管理方法を検討されたい。

【生活環境課】

(1) 監査年月日

9月30日(木)

(2) 業務概要

生活環境課の業務は、防犯交通対策係が担当する交通安全の普及啓発、防犯対策の推進、市営駐車場の管理に関すること、環境政策係が担当する自然環境・生活環境の保全、エコライフの普及啓発、地域新エネルギーに関すること、廃棄物対策係が担当する一般廃棄物の収集と処理、ごみの減量、資源リサイクルの推進に関すること、消費生活センターが担当する消費生活相談に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員4人を含む15人体制で行われている。

(3) 監査事項

あんぜん・あんしんなまちづくり事業では、防犯カメラの設置を進めており、防犯灯整備事業では、市管理の防犯灯を計画的にLEDに交換することで、省エネルギー化とランニングコストの低減を図っている。

交通安全対策では、第10次交通安全計画に基づき、本市の交通安全に関する総合的かつ長期的な計画進捗管理を行っているが、令和2年度で期間が終了したため、次期計画を策定しているところである。

廃棄物対策においては、市民・事業者・行政が連携し、取組を総合的、計画的に推進するため、第3次一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組んでいる。

環境対策においては、法規制による指導等の対象とならない生活環境に関する相談や苦情が増加している。所有者と連絡が取れない、対応されないなど解決に至らないことも多く苦慮している。

(4) 所見

第3次一般廃棄物処理基本計画においては、生ごみの堆肥化や廃プラスチックリサイクル等による可燃ごみの削減などの進捗状況が目標値に達していない。特に、生ごみ堆肥化事業については、出前講座による啓発をされているが、教育現場等での更なる啓発に努められたい。また、今後の課題にどのように取り組んでいくのか、方向性を検討されたい。併せて、高齢者や障がい者等のごみ出しの問題についても検討をお願いする。

関係団体の経理において、キャッシュカードによる出金が見受けられるが、リスク管理の面からも運用を改め、廃止されたい。

【人権推進課】

(1) 監査年月日

9月30日(木)

(2) 業務概要

人権推進課の業務は、人権政策係が担当する人権課題に係る総合企画及び調整、

住宅新築資金等貸付金の償還事務、地域総合センター・改良住宅の管理運営に関すること、人権教育室が担当する人権教育の推進、人権教育推進協議会等関係団体との連絡調整、人権教育に関する資料収集及び広報に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員3人を含む9人体制で行われている。

(3) 監査事項

人権に関する総合計画の実現に向け、関係する市施策の進捗を図っている。今年度は策定から4年が経過したことから、特に新型コロナウイルス感染症に起因する人権問題を中心に見直しを行っている。

人権教育啓発事業では、例年、市民に最新の人権情報を提供し、実践へとつながる内容にするとともに、多くの人々が人権の学びの機会に参加できるよう、著名人を招く回を設けて人権教育連続セミナーを実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めながら、規模を縮小するなど対策を講じた上で開催する予定をしている。また、人権尊重のまちづくり懇談会は開催を中止したため、これに代わる対応として啓発紙やケーブルテレビの行政番組等を活用するなどして、新型コロナウイルス感染症に起因する人権課題を含む人権啓発に力を入れて取り組んでいる。

(4) 所見

住宅新築資金等貸付について、契約書や分納誓約書など、関係書類は台帳で一元管理し、抵当権が実行できるだけの書類はしっかり整理されたい。また、業務マニュアルを作成し、事務の進捗確認を行うよう改善されたい。

まちづくり懇談会については、コロナ禍で実施されていないが、広報やケーブルテレビなどを利用し、工夫して啓発されているので、今後も地道な取組を進めていただきたい。

【福祉医療政策課】

(1) 監査年月日

10月21日(木)

(2) 業務概要

福祉医療政策課の業務は、地域共生社会推進室が担当する地域福祉計画、避難行動要支援者支援、成年後見制度、社会福祉法人の指導監査に関すること、福祉総務係が担当する民生委員児童委員、社会福祉協議会及び福祉団体との連絡調整に関すること、地域医療推進室が担当する地域医療政策、在宅医療・介護連携の推進、献血、薬物乱用防止に関することなどであり、課長以下再任用職員1人、会計年度任用職員2人を含む10人体制で行われている。

(3) 監査事項

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の令和4年度実施をめざして移行準備事業を実施している。

また、災害時に備え、避難行動要支援者同意者名簿を作成しており、平成30年度から実施している個別計画の作成については、9月末現在で203地域のうち、51地域で提出され、20地域で作成中となっている。

在宅医療・介護連携推進事業では、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、在宅医療推進センターの業務を介護老人保健施設ケアセンターささゆりに委託するほか、在宅医療コーディネーターを中心に相談支援や研修会、市民への啓発等を行っている。また、在宅で高齢者等の介護を行っている介護者を対象にした介護アドバイス事業や、要支援・要介護者を対象にした口腔ケア事業を実施している。

(4) 所見

補助金交付団体の適格性について、平成30年度の包括外部監査での指摘を踏まえ、引き続き改善に向けた検討をお願いする。

地域力強化推進事業業務委託について、社会福祉協議会では多様な仕事をしてもらっているが、最大限の効果を発揮できるようにするためにもしっかりと報告を受け、その成果を確認願いたい。

【新型コロナウイルス感染症対策室】

(1) 監査年月日

10月21日（木）

(2) 業務概要

新型コロナウイルス感染症対策室の業務は、新型コロナウイルス感染症対策係が担当する感染症対策のための総合調整、実施事業等の総括、ワクチン接種等感染予防対策、感染拡大の影響を受けている市民生活等の支援、感染症対策に係る情報の収集及び分析に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員33人、兼務職員12人を含む57人体制で行われている。

なお、この室は新型コロナウイルス感染症対策に関する組織体制を包括的に強化するため、令和3年2月に新設されたものである。

(3) 監査事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に大きな期待がされるワクチンの接種を実施しており、市内3か所で集団接種を実施するとともに、市内医療機関における個別接種や福祉施設での接種を進めている。10月1日現在での接種対象者における接種割合は、1回目接種者が73.4パーセント、2回目が62.1パーセントとなっている。

(4) 所見

新型コロナウイルスワクチン接種事業では、丁寧な市民対応をしていただいている。医療従事者の確保に苦慮する中、引き続いて市民の安全安心を優先していただきたい。

【生活支援課】

(1) 監査年月日

10月21日（木）

(2) 業務概要

生活支援課の業務は、生活支援係が担当する生活困窮者の相談業務、自立支援、関係機関との連絡調整、行旅病人に関すること、生活福祉係が担当する生活保護に

関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員5人を含む13人体制で行われている。

(3) 監査事項

生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な問題を抱える生活困窮者に対し、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、子どもの学習支援など、相談者の状況に応じた支援を行っている。今年度もコロナ禍の影響で相談件数が増加しているため、別館に生活支援相談窓口を開設し、市の生活相談のほか、社会福祉協議会の緊急小口資金や、総合支援資金の特例貸付相談を行っている。

生活困窮世帯等の小中学生及び高校生年代に対する学習支援事業「学んでいコウカ」は、7か所で週5日間実施しており、今年度から新たに「土山教室」「昼の教室」を開設し、子どもの受け入れを行っている。教室への送迎、食事の提供も継続し、居場所づくりを行いながら支援をしている。また、学習支援員が保護者の生活相談に応じるなど、生活環境の向上等を目指した家庭への支援も行っている。

生活保護業務では、生活保護法に基づいて最低限度の生活を保障するとともに、相談や訪問により生活実態を把握して、それぞれの状況に応じた自立支援を行っている。

生活保護費返還金については分納等により履行されているが、未納者のうち納付相談等がない者については、現状把握を行い、催告書の発送や電話催告、自宅訪問を実施するなど返還金の早期回収に努めている。

(4) 所見

生活困窮者自立相談支援事業について、行旅病人交通費の管理は、有り高帳を作って管理されたい。

生活保護費返還金については、分納誓約書をもう少し整理し、法的に必要な書類を揃えておかねばならない。時間をかけてでも整理願いたい。収納率についても、頑張って徴収をお願いしたい。

【障がい福祉課】

(1) 監査年月日

10月21日(木)

(2) 業務概要

障がい福祉課の業務は、自立支援係が担当する自立支援医療給付、補装具・日常生活用具、特別障害者手当・障害児福祉手当、身体障害者・療育手帳に関すること、相談支援係が担当する障害者(児)及び難病患者に係る相談支援、障害支援区分認定調査、精神障害者の保健福祉に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2人を含む15人体制で行われている。

(3) 監査事項

障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるための機能の強化を図るため、甲賀地域障害児・者サービス調整会議と連携して緊急時の相談や支援体制の充実に向けた取組を進めている。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も互いに認め合い、共に生きる社会を実現するために、7月に手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例を制定し、手話が言語であることの市民への理解や障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に向けた取組を進めている。

今年度もコロナ禍のため、障がい者や支援者、事業所などが様々な影響を受けており、工賃確保のための支援などを積極的に行っている。

(4) 所見

平成30年度の包括外部監査で意見があった就労サポーター設置事業補助金については、県要綱との整合が図れるよう市要綱を改正した旨報告されたが、移動支援事業補助金についても、引き続き他の法令等との整合が図れるよう要綱の見直しを進められたい。

障がい者施設を運営する社会福祉法人やNPO法人等への指導について、利用している本人が快適に過ごせる、また、家族も安心できるより良い施設になるよう、サポートをお願いしたい。

【長寿福祉課】

(1) 監査年月日

10月21日(木)

(2) 業務概要

長寿福祉課の業務は、高齢者支援係が担当する老人ホーム入所措置及び費用徴収、高齢者虐待防止、日常生活用具等の給付、老人福祉施設の管理運営に関すること、介護保険係が担当する介護認定調査・審査、介護保険料賦課・収納、介護保険の給付や適正化に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員5人を含む23人体制で行われている。

(3) 監査事項

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)を令和3年3月に策定し、コロナ禍のため書面の評価シートで進捗管理を行い、介護保険運営協議会から意見を聴取し事業に反映している。

買い物困難者支援、閉じこもり予防や地域交流の促進などを目的に、移動販売モデル事業が6月から本格的に始まり、選定された市内85か所の地域において週1回食料品や日用品が販売されており、9月末までの利用者は延べ約5,200人となっている。

また、介護人材確保及び定着については、これまでから大きな課題であり、新型コロナウイルス感染症の影響で、介護職員の感染リスクや感染対策の業務増加のため、更に困難な状況が続いている。今年度は、外国人人材確保に向けた説明会や担い手研修の開催を検討している。

(4) 所見

老人施設入所負担金(過年度分)の分納誓約において、払う意思表示の書類として誓約書を整えておかれたい。その際、家族とのやり取りの状況についても、記録して管理されたい。

介護保険料(過年度分)について、分納誓約の手続の際には必要書類がもらえているか確認願いたい。一度、^{しっかい}悉皆調査をしていただきたい。管理方法はシンプルにしていた方が分かりやすいので、整理をお願いする。

移動販売モデル事業について、たくさんの人に利用いただけるような工夫や取組をお願いしたい。

【すこやか支援課】

(1) 監査年月日

10月21日(木)

(2) 業務概要

すこやか支援課の業務は、地域包括支援室が担当する包括的継続的な支援業務、介護予防事業・認知症予防対策事業の推進に関する事、健康増進係が担当する基本健診やがん検診、歯科保健、健康教育・相談、自殺対策に関する事、母子保健係が担当する乳幼児健診、妊婦健診、特定不妊治療、不育症治療、予防接種に関する事などであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む15人体制で行われている。

(3) 監査事項

「地域で共に支え合い、生きがいをもって健康長寿で幸せにらせるまち甲賀」を基本理念に、第3次健康こうか21計画を9月に策定し、健康増進と食育を推進している。

健康寿命を延ばそう事業では、企業・大学との協働によるオーダーメイド運動教室のほか、健康アプリBIWA-TEKUを利用したウォーキング、健康推進員の協力により身体活動(プラス10)の啓発などの周知に努めている。

昨年度から実施している保健事業と介護予防の一体的事業は、高齢者の医療、健診、介護情報を一体的に把握・分析して課題を明確にし、保健事業と介護予防の一体的実施により健康寿命の延伸を図るものだが、ハイリスクアプローチ(生活習慣病重症化予防)とポピュレーションアプローチ(通いの場等での健康教育や健康相談)については下半期に延期している。

(4) 所見

第2次総合計画の第2期基本計画がスタートしており、重点事務事業の状況や効果を確認した。第3次健康こうか21計画をはじめとして引き続きの対応をお願い

する。

不育症治療費助成については、出生率を上げるのに必要な施策であると考えられるため、効果的な広報をお願いします。また、がん患者医療用補正具助成の限度額が1万円となっているが、内容を検証し、市民に寄り添ったより良い事業となるよう進められたい。

【水口医療介護センター】

(1) 監査年月日

10月7日(木)

(2) 業務概要

水口医療介護センターの業務は、診療所としての医療、介護老人保健施設としての介護サービスの提供であり、センター長など医師2人、看護職員12人、非常勤医師15人を含む81人体制で行われている。

(3) 監査事項

水口医療介護センターでは、在宅療養支援診療所として在宅医療の推進を図りながら、かかりつけ医として必要な医療の提供を行っている。令和3年1月から派遣医師による日曜診療を開始しており、継続した実施に向けて引き続き医師確保に努めている。

平成29年度に策定した水口医療介護センター事業中期経営計画に基づき、経営基盤強化を図り、市民ニーズに応えた質の高い医療介護サービスを提供することで、収益確保をめざしているが、新型コロナウイルス感染症拡大による利用控えなどの影響により令和2年度以降の目標(患者数及び利用者数、収支計画)は未達成となっている。

医療・介護の専門スタッフの確保について、滋賀医科大学から派遣の非常勤医師以外にも、看護師や介護福祉士などの介護職員は、離職者が多く出る状況であり、会計年度任用職員も含めた限られた職員で全体の業務をカバーしている。継続して診療や介護が行えるよう人材確保に努めているところである。

(4) 所見

税・料金等収納向上対策強化計画のアクションプランのうち、市立病院治療費収納向上対策について、現年度の分納誓約は無いことを確認したが、何か月遅れば分納誓約の手続をするという規定が無いので検討されたい。

企業債の償還表について、会計担当と事務長が管理していることを確認したが、償還が遅れることのないように、償還表の返済日が空白になっているので記入しておかれない。

【信楽中央病院】

(1) 監査年月日

10月7日(木)

(2) 業務概要

信楽中央病院の業務は、信楽地域を主な医療圏とする地域医療の拠点病院として、院長など医師5人、看護師23人、非常勤医師9人を含む65人体制で、出張診療所(多羅尾、朝宮、田代)も含め必要な医療業務が行われている。

(3) 監査事項

常勤医師5人で内科、外科、小児科を主とする総合診療と眼科の2専門科の診察を行い、在宅療養支援病院及び後方支援医療機関の指定を受けて、回復期の病床を有した地域の「かかりつけ医」として、また、地域医療を支える「中核病院」として医療の提供を行っている。

病院経営に関しては、安定した医師や看護師など医療スタッフの確保を重要課題として、滋賀県や滋賀医科大学など関係機関への医師派遣の要望活動を継続して行っている。また、平成29年3月に策定した信楽中央病院新改革プランは、令和2年度中に新しいプランを作成する予定であったが、総務省による新プランの指針が遅延しているため、現在は既計画に基づき経営の効率化に取り組んでいるところである。なお、今年度は5月に地域医療審議会信楽中央病院部会を開催して新改革プランの検証を行い、経営改善に向けた意見を聴取して業務の改善や効率化に取り組んでいる。

(4) 所見

現時点で期限延長になっている新改革プランについては、総務省からの指針を待つことなく経営計画を策定し、事務長が先頭に立って取り組まれない。

医業収入（過年度分）について、分納誓約が無いものもあるが、関係書類を整理し、債権管理に努められたい。

税・料金等収納向上対策強化計画のアクションプランのうち、市立病院治療費収納向上対策について、現年度と過年度にそれぞれ目標が設定されているが、達成するためのこだわりを持って、率先して取り組まれない。

企業債の償還表について、償還が遅れることのないように償還表に返済日を記入しておかれたい。

【上下水道総務課】

(1) 監査年月日

10月7日（木）

(2) 業務概要

上下水道総務課の業務は、経営係が担当する水道事業及び下水道事業の会計・経営分析、水道事業・下水道審議会、職員の服務・給与等に関する事、料金管理係が担当する水道料金・下水道使用料・下水道分担金・負担金等の賦課・徴収・督促等に関する事などであり、課長以下10人体制で行われている。

(3) 監査事項

水道事業では、公営企業が将来にわたり事業を継続していくため水道事業経営戦略の基本計画を策定し、安心して安定した水道水の確保と、安定した経営基盤の確立に努めており、下水道事業では、平成28年度から地方公営企業法を適用し、公共下水道と農業集落排水の2事業を実施している。

これらの経営を担う上下水道総務課では、上下水道料金等の収納率向上対策を重点事業として、未収金対策では、上下水道料金お客様センターとの連携により、新たな滞納者を増やさないことを第一義に、徴収対策に取り組んでいる。

また、昨今のコロナ禍の影響を鑑み滞納者の実情を把握した中で、税・料金等収

納向上対策強化計画のアクションプランに基づき、収納率の向上と未収金の縮減に向けた取組を強化するとともに、速やかな給水停止等により未収金の抑制を図っている。

(4) 所見

行政財産の目的外使用許可において、自動継続扱いになっている場合の手続については、適正に期限を設定し、また、申請書や許可証の写しなど文書の管理方法も検討されたい。

分納誓約書及び交渉記録については、その内容を文書として保存しておくなど、適切に管理する方法を検討されたい。

【上水道課】

(1) 監査年月日

10月7日（木）

(2) 業務概要

上水道課の業務は、工務係が担当する水道施設の設計・施工、水道事業認可に関すること、給水係が担当する給配水管の台帳管理、給水工事申込の受付処理に関すること、維持係が担当する水道施設の維持管理、水質保全・検査に関することなどであり、課長以下再任用職員1人を含む14人体制で行われている。

(3) 監査事項

水道事業アセット・マネジメント計画及び第2次水道ビジョンの基本方針である「安全、強^{じん}靱、持続」に基づき、老朽管更新や水道施設更新など事業予算の平準化を図りながら、漏水事故の防止と有収率の向上に向けた整備を進めている。また、漏水調査業務では、土山町全域と甲賀町の一部の管路を調査し、地中漏水箇所を特定して早期修繕を実施する予定である。

なお、河川等の表流水を水源とする水道施設においては、台風や大雨時に濁りが発生し、浄水処理施設に大きな負荷が掛かることから、取水停止や他の配水系統からの水融通で対応しており、紫外線照射等の高度浄水処理の検討を進めることとしている。

(4) 所見

第2次水道ビジョンについては、課内の職員が共通認識し、役割分担して進めていただきたい。

また、鉛製給水管の更新や配水池の耐震化についても、計画的に進められたい。

職員の技術力強化については、経験年数の異なる職員が現場対応を通じて経験を積み、取得した技術を生かせる体制をしっかりと構築されたい。

【下水道課】

(1) 監査年月日

10月7日(木)

(2) 業務概要

下水道課の業務は、計画普及係が担当する下水道事業の計画、事業認可、普及啓発、宅内排水設備、指定工事店、浄化槽に関すること、施設維持係が担当する下水道施設の維持管理・修繕、下水道台帳に関すること、建設係が担当する下水道事業の設計・施工・監督に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む12人体制で行われている。

(3) 監査事項

公共下水道事業は、生活環境の向上、公共水域の水質保全を図ることを目的に整備を進め、令和2年度末公共下水道処理人口普及率は、本市全域で80.5パーセントだが県全体と比べると依然として開きがある。

農業集落排水事業は、今年度から3年間で山内地区農業集落排水処理場の機能強化工事を進めるほか、効率的な経営のために公共下水道への接続工事を進めており、令和4年度には水口町今郷地区が予定されている。

浄化槽事業では、合併浄化槽区域等における浄化槽の設置、維持管理等の支援として補助金交付を継続し、下水道水洗化の促進は、12月頃から下半期の啓発活動を行う予定である。

なお、不明水対策については、県下で構成する不明水対策検討会をはじめ、県と市が連携して調査を進めている。

(4) 所見

施設利用権について、その根拠が分かる県の承諾書又は許可書等がないか、併せて、経理上の処理方法について確認願いたい。

研修会参加後の復命について、本人のコメント欄も丁寧に書かれており、それに対し課長もコメントを記入されている。素晴らしいこととして評価しておきたい。

【選挙管理委員会事務局】

(1) 監査年月日

11月19日（金）

(2) 業務概要

選挙管理委員会事務局の業務は、各選挙の執行とその附帯事務などであり、総務部次長（総務・人事担当）が事務局長を、総務部次長（財政・行革・管財担当及び税務担当）ほか部内課長及び課長補佐、総務課及び各地域市民センター職員、その他選挙管理委員会事務局経験者3人及び書記経験者4人が書記を併任しており、全46人体制で行われている。

(3) 監査事項

10月17日には市議会議員一般選挙、10月31日には衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行され、開票事務については、前日のリハーサルやマニュアル等の活用により不適正処理の再発防止に努めた。また、期日前投票については、今回から事務補助を業務委託とし、選挙事務の効率化を図った。

また、市内投票区95か所の有権者数は、70人から3,200人と大きな差となっており、市全体のバランスや公平性、選挙執行経費の観点からも投票区の再編が課題であり、基本方針や設置基準等を検討し、投票区域編成協議会を立ち上げて協議を進める。

(4) 所見

投票区の再編について、市全体のバランスや公平性に加え、投票率の向上という観点からも検討されたい。

市議会議員一般選挙について、選挙事務の効率化を考える上で、有権者一人あた

りの費用の推移を把握しておくようお願いする。